

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十七号（電波法第四条の二第七項の規定に基づき同条第一項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>法第四条の二第一項の規定により同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>【一 略】</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1以降</p> <p>三 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.11ax (Draft 1.0以降)</p> <p>【※IEEE802.11axが成立後、三 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.11axに改める。】</p>	<p>【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1までのいずれかのもの</p> <p>【新設】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第七号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百八号（電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの  [1・2 略]</p> <p>[削る]</p> <p>3   [略]</p> <p>4   [略]</p> <p>5   [略]</p> <p>6   IEEE802.11ax (Draft 1.0以降)  [※IEEE802.11axが成立後「9 IEEE802.11ax」に改める。]</p> <p>二   Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1以降</p> <p>三   国際標準化機構が定める規格のうち、次のいずれかのもの  [1～3 略]</p>	<p>一 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの  [1・2 同上]</p> <p>3   IEEE802.15.1</p> <p>4   [同上]</p> <p>5   [同上]</p> <p>6   [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>二   [新設]</p> <p>三   国際標準化機構が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの  [1～3 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十三号（電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>法第四条の二第二項の規定により法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>〔一〇 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>三 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1以降</p> <p>四 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>1 IEEE802.11ax (Draft 1.0以降)</p> <p>〔※IEEE802.11axが成立後、〔1 IEEE802.11ax〕に改める。〕</p> <p>2 IEEE802.15.4</p> <p>3 IEEE802.15.4g</p> <p>〔五〇八 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>九 略</p> <p>十 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>1 ETSI TS 103 357 Lfour Family</p> <p>2 ETSI EN 302 264</p> <p>3 ETSI EN 303 360</p> <p>〔削る〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>〔一〇 同上〕</p> <p>七 IEEE802.11ax (Draft 1.0とDraft 4.0#7)</p> <p>三 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1と、Version 5.1#1のいずれかのもの</p> <p>四 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.15.4</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五〇八 同上〕</p> <p>九 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.15.4</p> <p>〔同上〕</p> <p>十 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI TS 103 357 Lfour Family</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十一 欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI EN 302 264又はETSI EN 303 360</p>
<p>備考 表中の「  」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第四号の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十五号（無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>無線設備が相当技術基準（法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準をいう。以下同じ。）に適合する事実の確認方法は、次のいずれかの措置とする。ただし、確認を行う相当技術基準が法第三章に定める技術基準である場合においては、二の措置に限る。</p> <p>一 無線設備が、相当技術基準に適合している旨及び当該相当技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されている旨を、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。以下この号において同じ。）の表示により確認し、無線局免許手続規則第三十一条の届出書に次に掲げる事項を記載すること</p> <p>イ アメリカ合衆国の法令のうち、連邦通信委員会規則（連邦規則集第四十七編）の規定による無線設備の表示において「FCC ID:」の文字列及び当該文字列に続く固有の番号</p> <p>ロ 無線設備にイの表示がないときは、確認に要した無線設備の表示の通称（当該表示に係る固有の番号があるときは、当該番号を含む。）</p> <p>【二略】</p>	<p>【同上】</p> <p>一 無線設備が、相当技術基準に適合している旨及び当該相当技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されている旨を、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の表示により確認すること</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第八号の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十六号（電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M.1505 に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの  [1～6 略]</p> <p>二 Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1以降  [削る]</p> <p>三 米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの  1 Ⅱ IEEE802.11ax (Draft 1.0以降)  [※IEEE802.11axが成立後、 「1 IEEE802.11ax」 に改める。]</p> <p>2 Ⅱ IEEE802.15.4  3 Ⅱ IEEE802.15.4g  [四～七 略]</p> <p>八・九 [略]</p>	<p>一 [同上]</p> <p>[1～6 同上]</p> <p>7 Ⅱ IEEE802.11ax (Draft 1.0とDraft 4.0#12)</p> <p>一 Bluetooth SIGが定める規格のうち、 Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1#12のいずれかのもの</p> <p>三 米国電気電子学会が定める規格のうち、 IEEE802.15.4  [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[四～七 同上]</p> <p>八 Ⅱ 米国電気電子学会が定める規格のうち、 IEEE802.15.4g  九・十 [同上]</p>
<p>備考 表中の「Ⅱ」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	